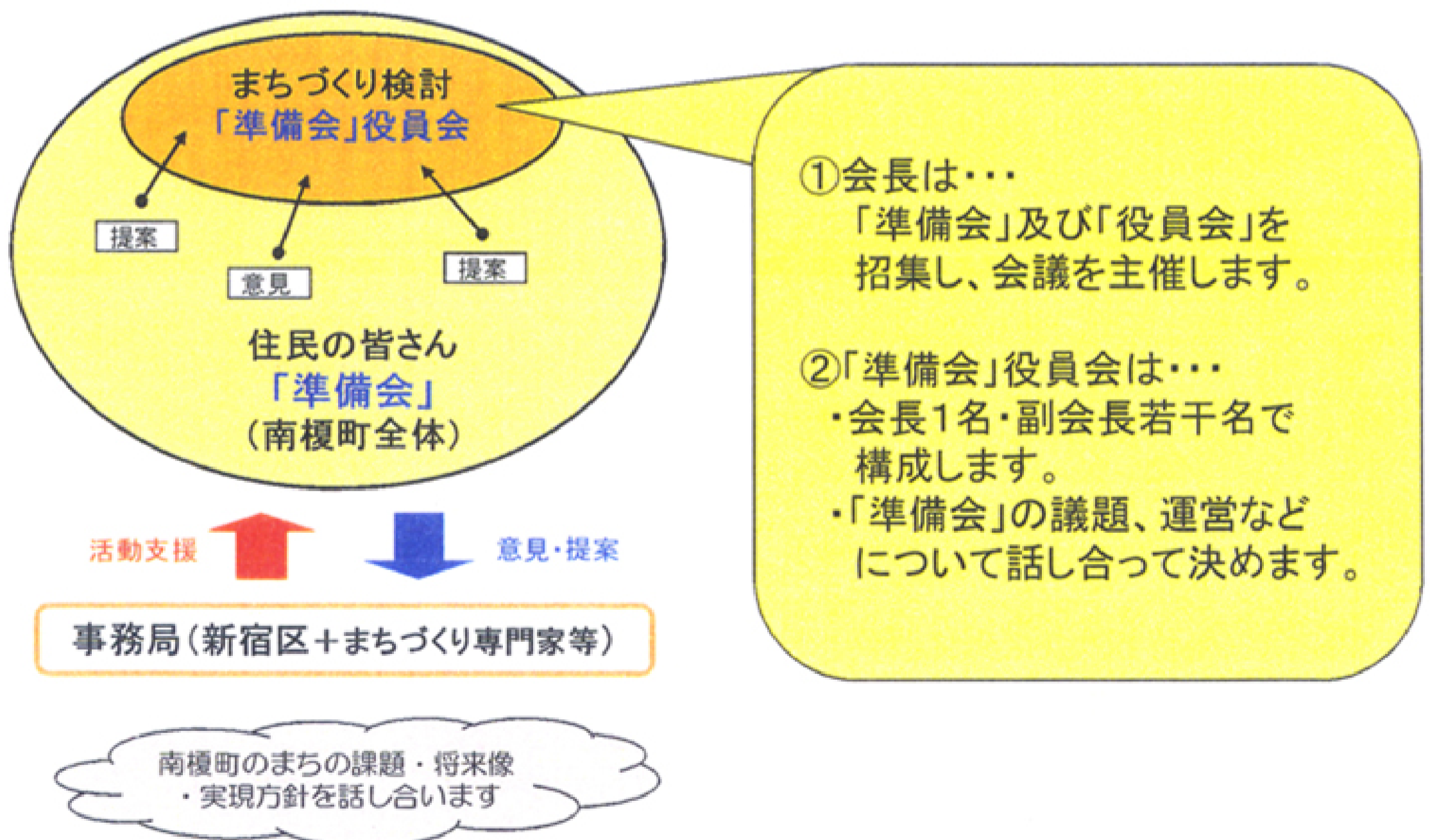


会則(案)について

～ 資料に基づいてご説明します ～

5

「準備会」役員会と「準備会」



6

(仮称) 南榎町まちづくり検討準備会 会則 (案)

(名称)

第1条 この会は、南榎町まちづくり検討準備会（以下「準備会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備会は、行政や関係機関、専門家と協働で、安全で快適な魅力あるまちの実現をめざして、南榎町のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象地区)

第3条 南榎町を対象地区とする。

(準備会の活動)

第4条 準備会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 南榎町にふさわしいまちづくり方針等の検討及び作成。
- (2) 地権者、住民等への情報提供及び意向調査に関すること。
- (3) その他必要に応じて行うまちづくりに関すること等。

(会員)

第5条 準備会の会員は、次の個人及び団体とする。

- (1) 南榎町に居住する者。
- (2) 南榎町に土地・建物を所有する者。
- (3) 南榎町において事業を営む個人及び団体。
- (4) 前各号の規定に関わらず準備会の承認を得た者。

(役員)

第6条 準備会には、会長1名と副会長若干名をおく。

第7条 準備会には、役員会を置き、構成は次のとおりとする。

- (1) 役員会は、準備会の会長と副会長で構成する。
- (2) 前号の規定に関わらず、役員会の承認を得た者。

(運営等)

第8条 準備会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、準備会及び役員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 準備会の開催にあたっては、必要に応じて役員会を開催し、準備会の議題、運営等に関する事項を合議する。
- (3) 必要に応じて会長の承認を得た者は、準備会会員以外においても参考意見を述べることができる。
- (4) 準備会は、原則として公開とする。

(事務局)

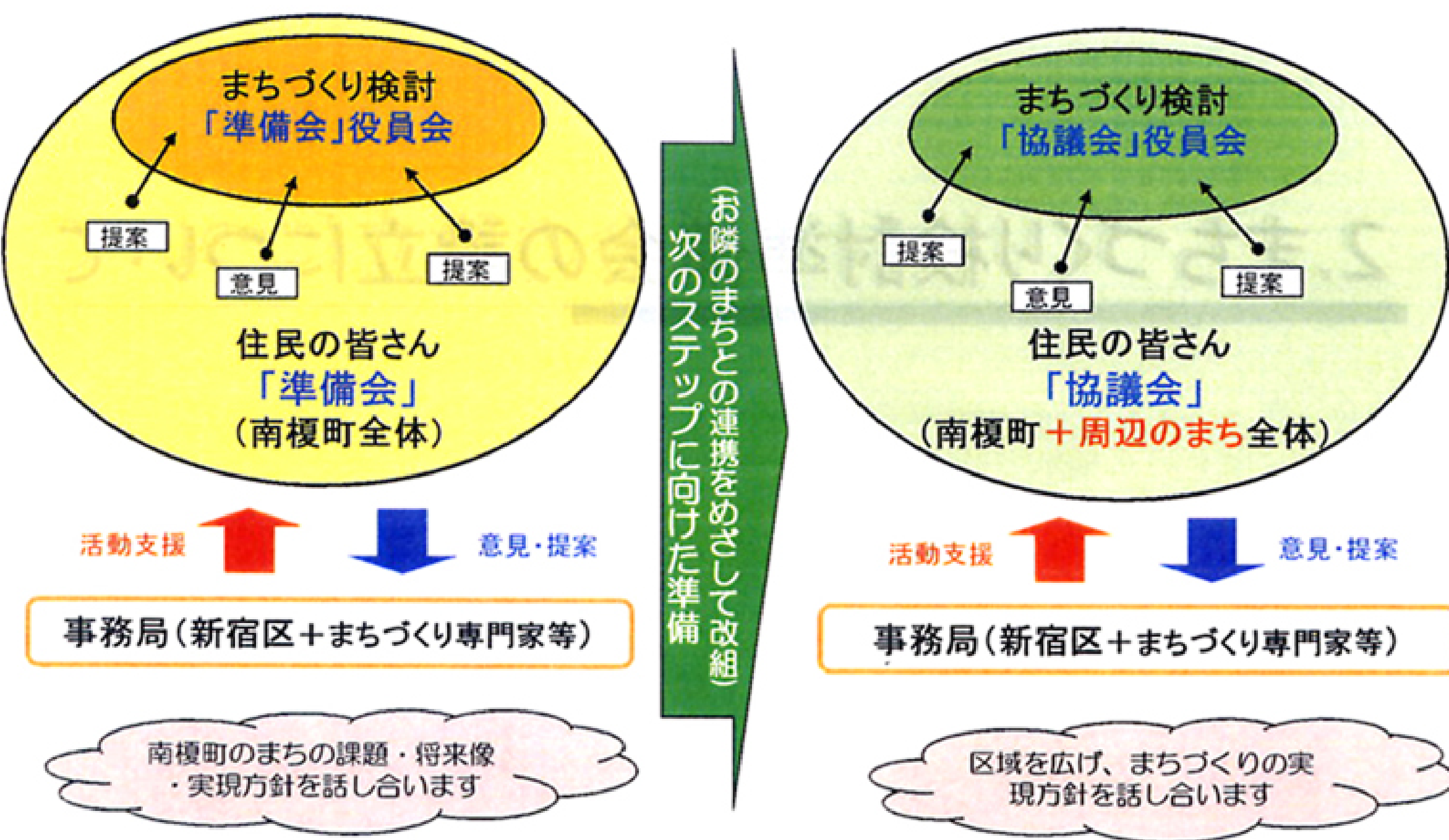
第9条 準備会を支援するため事務局を置き、事務局は新宿区都市計画部景観と地区計画課とする。

(会則の改正)

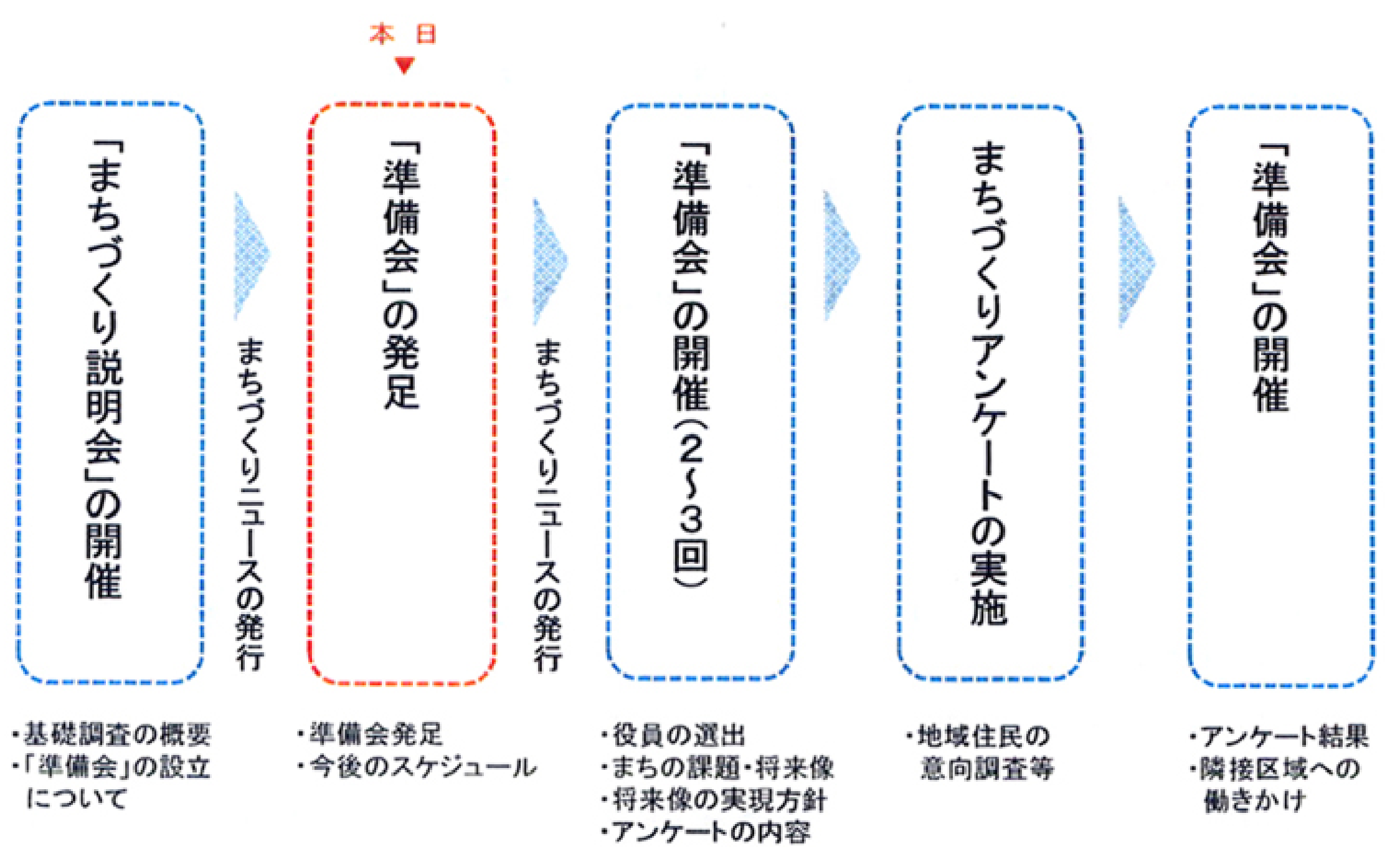
第10条 この会則に変更の必要が生じたときは、準備会において検討のうえ変更するものとする。

附 則 この会則は、平成23年〇月〇日から施行する。

(仮称)「まちづくり検討準備会」から「協議会」へ



当面のスケジュール(案)



2.まちづくり検討準備会の設立について

1

(仮称)「まちづくり検討準備会」から「協議会」へ

Step 1 南榎町のまちの課題と将来像・実現方針を考える

南榎町を対象に、まちの課題と将来像・実現方針について、まちづくりの主演であるみなさんと一緒に検討していきます。

⇒話し合うために「まちづくり検討準備会」を発足

Step 2 周辺のまちを含めたまちづくりを考え、展開する

南榎町のまちの課題解決に向け、必要な場合は、まちづくりの区域を拡大し、まちづくりの検討を進めていきます。

⇒周辺を含めた新たな区域で「準備会」から「協議会」へと発展的に改組

2